

理事会運営に係る経費支出細則

(目的)

第1条 この細則は、港北ニュータウン・メゾンふじのき台団地管理組合規約（以下「規約」という）第53条に基づき、理事会の業務を遂行するうえで必要となる経費の支出に関する決裁権限を定めることにより、管理組合における会計業務の公平性と透明性を維持し、以って当団地の発展に寄与することを目的とする。

(経費の適切な使用)

第2条 理事会は、管理組合の経費支出にあたり、経費節減に努めるとともに、不適切な支出（管理組合の利益に反する、費用対効果が認められない、支払先が不明瞭或いは反社会的勢力である、等）を行ってはならない。

(組合業務の委託・請負に係る経費)

第3条 組合規約第13条第2項および第3項に基づく経費支出については、理事会の決議により行えるものとする。ただし、組合規約第13条第3項に基づく経費支出については総会で承認された収支予算の各項目の金額内に限るものとする。

(備品・消耗品の購入)

第4条 管理組合の活動を行ううえで必要となる備品、消耗品の購入については、総会で承認された収支予算の各項目の金額内において、理事会の決議により行えるものとする。ただし、理事会運営の効率化を図るため、一件あたり税込み10万円未満の備品・消耗品購入にあつては、理事長に権限を委任することができるものとする。

(理事会活動費)

第5条 管理組合の活動を行ううえで発生する理事会活動費（切手代、交通費、会議室借用費用、研修・会合への参加費等）の経費支出については、総会で承認された収支予算の各項目の金額内において、理事会の決議により行えるものとする。ただし、理事会運営の効率化を図るため、一件あたり税込み1万円未満（月払いのサービス等は1契約あたり年間1万円未満）の支出にあつては、理事長に権限を委任することができるものとする。

(経費支出運用マニュアルの制定)

第6条 本細則の定めによる経費の支出を行う際の具体的な事務手続きは、別途の「理事会経費支出運用マニュアル」に定める。

(この細則に定めのない事項)

第7条 この細則に定めのない事項は、その都度理事会にて審議のうえ決定する。

(附則)

この細則は、令和4年5月15日から効力を発する。